

令和5年 第5回全員協議会会議録

令和5年5月15日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 落部支所の盗難被害について (落部支所)
- (2) ユーラップ地区国営農地再編整備事業における不適切な事務処理について (農林課)

協議事項

- (1) 「議会報告会・意見交換会」の開催について

○出席議員 (14名)

議長	千葉	隆	君	副議長	黒島	竹満	君
	赤井	睦美	君		佐藤	智子	君
	横田	喜世志	君		大久保	建一	君
	関口	正博	君		宮本	雅晴	君
	倉地	清子	君		三澤	公雄	君
	牧野	仁	君		安藤	辰行	君
	斎藤	實	君		能登谷	正人	君

○欠席議員 (0名)

○出席説明員 (11名)

町長	岩村	克詔	君	副町長	成田	耕治	君
総務課長	竹内	友身	君	財務課長	川崎	芳則	君
落部支所長	佐藤	尚	君	農林課長	石坂	浩太郎	君
農林課長補佐	上野	誠	君	農業振興係長	高嶋	一登	君
農業振興係	笠川	政春	君	財務課長補佐	田中	智貴	君
納税係長	宮沢	孝行	君				

○出席事務局職員

事務局長	三澤	聡	君	事務局次長	成田	真介	君
庶務係長	菊地	歩夢	君				

[開会 午前 9時58分]

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） それでは、時間が若干早いようですが、皆さんお集まりいただいておりますので、令和5年第5回全員協議会を開催いたします。議長挨拶は割愛いたします。

◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） 早速、3の町長報告事項（1）落部支所の盗難被害についてを議題として、報告をお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） ただいまですね、議長さんから説明があったとおり、落部支所であつてはならない盗難があったと。これについては、ガラスを割ってということですが、ただ慣例にしたがつてですね、ダイヤルを回していなかったとか、そういうことは今までやられていなかったということもありますので、これから十分気を付けながら対応していきたいと思いますが、まずお詫びを申し上げたいと思います。詳しいことについては支所長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） それでは先に議員の皆様にご連絡させていただいておりましたが、4月に発生しました落部支所盗難被害についてご報告いたします。

お手元の資料2枚目をご覧ください、まず1番の発生日時でございますが、令和5年4月16日日曜日に支所職員が退勤した午後5時30分から17日の職員が朝出勤した午前7時45分までの間に発生しました。

2被害の概要については、落部支所事務室の窓ガラスを割り何者かが侵入し、事務室の机等が物色され、事務室隣の応接室に設置している金庫が開錠され、中に入っていた現金が持ち去られる被害がありました。なお被害発覚後警察による鑑識作業等が行われましたが、現在も捜査中でございます。

次に被害の状況ですが、金庫に保管していた封筒入りの現金と、手提げ金庫が盗難されました。被害金額については、手提げ金庫に会計課より釣銭等に使うために借用しております、現金29万5千円と、落部支所では毎日窓口で受けた税金等の現金を郵便局に引き継ぎますが、4月14日金曜日に郵便局へ引き継いだ後、窓口で納付された税金等の収納金14万4,345円の計43万9,345円と、封筒に入れて保管していた落部支所で事務局をしている落部連合町内会に寄附があった、寄附金計3万9,819円、野田生から栄浜の民生委員で構成する第4ブロックの預かり金として保管していた29万4,653円の計33万4,472円が被害に遭いました。

また、そのほかに壊された窓ガラスの取り換え経費7万7千円と、手提げ金庫を保管していた金庫は中の金庫を盗難したあと、鍵を閉め、その鍵も持ち去られ、その鍵もなかったことから金庫を

開けることもできなかつたため、業者に依頼し開錠してもらった経費 11 万円を加え、合計 96 万 817 円の被害となっております。

また、現金以外に手提げ金庫に入っていた、職印 2 個と税金等が納付された場合に押印する八雲町領収印 1 個、八雲町町内会等連絡協議会の会費が納付された場合に押印する領収印 1 個の計 4 個も盗難されました。なお、盗難された現金等につきましては、現在、保険申請中であります。

最後に、今後の対策でございますが、被害発生時も当然、全て開錠されておりましたが、退勤時なお一層、施錠の確認を徹底し、保管管理体制の見直しも行います。また、正面玄関から事務室までの通路には防犯カメラを設置しておりましたが、事務室と金庫を設置している応接室にはカメラがないことから、カメラの増設も検討したいと思っております。

また、落部支所は夜間・休日等無人となることから、落部支所で補完する現金の最小限化のための仕組みづくりを図り、再発防止に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、落部支所盗難被害のご報告とさせていただきます。最後に、多くの皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことに対し、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（千葉 隆君） それでは今ご報告を受けましたことについて、議員の皆さんから質疑を受けてまいりたいと思っておりますが、何かございませんか。

○8 番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8 番（三澤公雄君） 窓ガラスを割って入ったということですけど、セコムとか入ってなかったでしたっけ。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） ご説明したとおり、カメラはあったんですが、セコム等の管理はしていません。

○8 番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8 番（三澤公雄君） 詳細に金額が項目ごとに書いてはありますが、これは記録にしっかり基づいてわかっていることなんでしょうか。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） お恥ずかしい話、金庫に、さっきご報告させていただきました 4 月 14 日に納付された税金等なんですけど、実は控え共、全部手提げ金庫に入っていて、それで手提げ金庫ごと持って行かれたものですから、確認の方法としては防犯カメラに設置しておりましたので、納付した人すべて把握して、その方から領収書はあったんですけども、それで確認させていただきました。さっきもお話しましたが、正面玄関から事務室手前の通路までにカメラがあったので、昔の正面玄関、事務室の前の玄関から入って来た人もいまして、その中で納付されたんですけど、実際に防犯カメラに写らないんですね、今ほとんどそちらのほうから入ってくる人はいらっしやらないので、今の正面玄関から入って来る人がほとんどなので、100%とはいえませんが、ほとんどいないということで、一応この金額にさせていただきました。

○8番（三澤公雄君） あと寄附金だとか、そういうのも金庫に入れるものとは別に記録が残ってるから、こうやって掛けたんですよ。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 会計は一応決算とかしているんで、受けた額もわかっていましたので、これは間違いはないです。

○2番（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） この関係町内会とかですね、そういう住民説明会については、やってきたのか、またやっていなければこれからそういう予定は立てているのか。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 一応、役員さんには盗難があったこと、被害があったことはお話をしていますが、先程の仕組みづくり、どうしても落部支所では各町内会で会費等の収納というか、各本庁の部署にも集めている会費等もありますので、その仕組みづくりというか、やっぱりうちのほうでも最小限に現金を持っている、額を最小限にしたいと思いますので、後ほど連合町内会役員等でお話をして、その辺も含めてお話しをしたいと思っております、今のところはまだしていません。

○2番（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 辛いと思いますが、ぜひやる必要はあると思いますし、知恵も借りるということもあるかもしれませんが、前に宿直とかっていなかったでしたっけ。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 宿直等はいません。だから休日と夜間は無人で、貸館があれば夜間、管理人が来てるんですけども、貸館が終われば帰ってしまうので、夜間は無人になります。

○5番（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） 落部だからといって、こういうことがないわけではなくて、今までも僕も被害に遭ったことがあるんです。二十数年前に。今回は落部支所だけということですが、僕のところに入られた時には何件も一斉に入られたんですね。これはどうしても落部って田舎だから5号線上にあたりということ、防犯意識も、当然のことながら田舎だと薄いんだらうっていう、そういう泥棒の考え方もあるのかどうかわかりませんが、あるんですよ、実際にお墓の賽銭箱のお金が盗まれたりも今まで事例としてあるし、落部だからといって、やっぱり防犯意識はきっと本庁以上にしっかりしなければならないことだろうと思います。

今回、この支所が盗難被害に遭った日に、同様に町内において被害に遭われたという事例はまだ報告されていませんか。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 鑑識作業で来られた警察の方にはお聞きしたんですが、そういう被害は落部ほかの近隣も含めて、ないということだったので、それからのそういう情報は得ていませんので、今のところはないということだと思います。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 印がいくつか盗まれています、これをもとにした悪用の例は想像されるんですか。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 納付された時に押す印がほとんどなので、職印もですね、今、町長印なんですけども、一応、登録されておりまして、それは廃止しましたので、後ほど、今はないんですが、後ほど新しい職印が来ると思うので、それを使って悪用されることはほとんどないと思います。絶対とは言いませんが、ほとんどないと思います。

○13番（黒島竹満君） 一つ。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） 保険と言っていました、この保険というのは預かりだとか、災害は壊れたものは多分、保険対応になると思うんですね、だけど預かりのお金だとか、そういう部分の保険はどういう感じになるんですか。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 一応、公金等は保険で適用されるということでもありますので、ただ今まだ審査中でございますので、一応、被害額は全部あげさせてもらっていますので、それを受けてからということになると思います。

○13番（黒島竹満君） まだ保険の対応になるのかどうかははっきりしないということですか。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 今のところはそうですね、公金については全て戻るかなと思いますので。ただ、保険が先ほど言いました、建物にかかる部分については、一応半額、別な保険になると思いますので、それについては多分、半額になると思います。ただ開錠した経費とか、金庫を開けた経費もありますが、それも上げておりますが、今のところ審査中でございます。

○8番（三澤公雄君） もう一個すみません。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） カメラを付けるということですが、センサーライトはもう付けてあるの。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 一応ですね、事務室の後ろに夜間つくライトはあるんですけども、センサーライトはなくて、カメラが写る、ライトは付くものにはなってない。一応、今2個付けてるんですが、増設も可能だと思いますので、それで事務室と応接室に設置しようと考えています。実際に荒らされたのは事務室と金庫の入っていた応接室で、警察のほうでも防犯カメラの映像等、

秘密ということもありますので、詳しくは聞いてないですけども、夜間、車のライトとかは写っています、犯人とかは映っていないみたいです。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 室内に入ってからだったら、いわゆる犯行に及んでからの対応なんだよね。明るくなってためらう、やめよう、そしたら未然に防げるので、どっちがいいのかなと思ったら、僕は犯行に及ばない方向の備えのほうにウエイトを置いたほうがいいと思うんですけども。

○落部支所長（佐藤 尚君） 議長、落部支所長。

○議長（千葉 隆君） 支所長。

○落部支所長（佐藤 尚君） 防犯カメラの増設も検討しようと思っていますが、一応、事務室の後ろに夜間光るライトはあることはあるんですね、ただドアの入り口付近しかないので、割られた箇所にはないので、それも含めて検討させていただきます。

○議長（千葉 隆君） ほかに。なければ八雲警察の警備のほうとも、指導を受けながら、町民の皆さん、他の団体皆さんにご迷惑かからないように最善を尽くしてください。ということで、この件はよろしいですか。

なければ次に、（2）ユーラップ地区国営農地再編整備事業における不適切な事務処理について、農林課のほうから受けていきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

それでは（2）の関係について、町長のほうからご報告をお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） この件につきましては、皆さん新聞報道で森町、厚沢部町でこういう事案があったということで、八雲町としても大丈夫かということで検査したところ、数件の事案がありましたので、まずもってお詫びを申し上げたいと思いますし、詳しい説明については担当課からさせますので、よろしくをお願いいたします。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） それでは、このたびユーラップ地区国営農地再編整備事業の受益者分担金に関して、時効の更新となる措置を講じなかったこと及び時効完成に伴う徴収権の消滅事実を把握しなかったことにより、時効完成後に納付された分担金の返還と、不納欠損を行う事案が発生しましたのでご報告させていただきます。

資料をご覧願います。はじめにユーラップ地区国営農地再編整備事業についてご説明いたします。事業概要といたしましては、国が直轄で工事等を行う国営事業であり、農地の大区画化や排水改良等を行うことで、農地集積・集約化の推進、耕作放棄地の未然防止、生産コスト削減による産地収益力の向上を図る事業でございます。工期については平成5年度から平成13年度、受益面積は660ヘクタール、受益戸数は73戸、需要量は記載のとおりでございます。総事業費は50億3,757万7千円、受益者負担金は7,596万1千円となっております。

次に不適切な事務処理の内容についてですが、先程、町長からもございましたが、本年3月下旬に森町や厚沢部町で実施された国営事業の受益者分担金の消滅時効について、新聞報道等があったことから、当町の分担金滞納者について確認したところ、記載のとおり2件の不適切な事務処理が確認されたところでございます。（1）A氏については、受益者分担金78万9,920円について納期限までに全額納付されなかったため、平成14年4月19日に督促状を發布してございます。その後

平成17年1月26日の納付誓約書の提出により、時効の更新がなされ、その後、文書による催告や納付相談を行ったものの、時効更新となる措置を講じなかったことにより、直近の事項更新から5年が経過した平成22年1月26日に時効が完成していましたが、徴収権の消滅事実を把握せず、その後も滞納整理を継続し、時効完成後から平成3年10月までの間、分担金38万9千円を受領してございました。なおA氏については、平成29年に死亡しており、法定相続人は妻となっております。

(2) B氏については、分担金が263万8,360円で、A氏と同様に納期限までに全額納付されなかったため、平成14年4月19日に督促状を發布しております。平成15年5月15日に納付誓約書の提出、また平成17年7月1日の一部納付により時効の更新がなされ、その後も納付相談を継続していたものの、時効更新となる措置を講じなかったことにより直近の時効更新から5年が経過した平成22年7月1日に時効が完成していましたが、徴収権の消滅事実を把握せず、その後も滞納整備を継続し、時効完成後から令和5年2月までの間、分担金110万8,360円を受領してございました。なおB氏については平成24年に死亡しており、法定相続人は妻となっております。

(3) 徴収権の時効完成後の納付については、当該事業に係る受益者分担金については、税と同じく強制徴収公債権であり、時効の完成により徴収権が自動的に消滅するものであり、時効完成に伴う徴収権の消滅事実を把握せず、分担金を徴収した行為は町の過失であることから、このたび時効完成後に徴収した分担金を変換しようとするものでございます。

次に3の返還対象者及び返還予定額について、返還対象者はA氏、B氏それぞれの法定相続人の妻の2名、返還予定額については、時効完成後に納付された分担金149万7,360円を損害賠償金として返還させていただき、また返還が遅延したことに対する損害金、約27万5千円を合わせてお支払いさせていただきたいと考えてございます。

次に4 今後の対応についてでございますが、損害賠償金として分担金を返還するため、及び支援損害金をお支払いするため、令和5年第2回定例会において損害賠償の額の決定、及び補正予算を上程させていただく予定としております。

また、会計上の処理として当該分担金については時効完成により債権が消滅しているため、令和5年度末に不納欠損処理を行うこととなります。今回の事案については職員の債権管理に関する知識不足や係内での進捗管理体制の不備が大きな原因と考えられますので、今後は債権管理に関する知識向上を図るとともに事務処理のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

このたび、このような不適切な事務処理により、関係各位へ多大なるご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長(千葉 隆君) 今、ご報告いただきましたことについて、皆さんのほうから質疑を受けていきたいと思いますが、何かございますか。

○8番(三澤公雄君) はい。

○議長(千葉 隆君) 三澤議員。

○8番(三澤公雄君) ちょっと知識不足なので補ってほしいんですけども、(1)も(2)も、一度、時効が更新になって、そのあとも文書による催告や納付相談を行っていたって言うてるでしょ。だから債権がありますということを知らせてるから、時効の発生には、というか時効って5年だよ、だとしたら絶えずその年その年でそういう行為を行っていたら事項のカウントダウンにはならないんじゃないかと思うんですけども、どういう仕組みなんでしょうか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 時効の更新となる事案については、たとえば催告だとか自宅を訪問しての納付相談というのは時効の更新の事案にならない。時効の更新になる事案としては、最初の督促状の送付や、納付相談を行っただけではなくて、そのときに納付誓約書の提出だとか、あるいは一部納付があると時効が更新されるんですけども、その5年間時効の更新となる行為がなかったということで、時効が完成したということでございます。

○8番（三澤公雄君） 徹底していないとやっぱりお金に強い、税のほうはそういう勉強してると思うけれども、平成17年って確か合併した年ですよ、悪質滞納者の整理だとか、合併してから確か議論が始まってやっていたので、これからお金を請求する部署は改めて勉強してもらえないのかなと。僕自身も勘違いしていたので、わかりました。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） これ農林課だけで調べたの。たとえばこのようなかたちで勘違いして、催告や納付相談で済ませているものが、ほかの課のいろんなものも全部精査したんですよ、今回の件で。農林課だけ精査したんですか。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） 議長、収納推進係主査。

○議長（千葉 隆君） 主査。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） ただいまの三澤議員のご質問ですけれども、今回、このような事態になった要因というのは、先程、三澤議員からもお話し少しありましたが、税など、また水道、下水道、あとは大量反復的に発生する債権でありますので、そういう部署については、収納対策室設置以降に債権管理の知識、技術というのがかなり向上されてきたという意味も含めて、この時効管理については、かなりの意識を持って取り組んできたということがまず一点あると思います。しかしながら、今回のユーラップ地区国営農地再編整備事業のように、一つの課でほとんど滞納事案が発生しないような債権というのは、やはり知識が不足していたということもあると思います。それでほかにはないかどうかということですが、町の債権全般を見渡しますと、このような税と同じような公債権という部分は、主要債権を除きますと限りなく少ないということが言えます。そうしますと、その他の債権ということになりますと、私債権などになってきますが、私債権などは時効の援用の関係がありますので、今回の公債権は5年なら5年が来ると、相手がいくら5年経って1日目に払いたいと言っても受け取れないというような債権でありますので、そういうものについては特になく、この間の取り組みからいって長期間の分割になるような債権というのは、認めていませんので、できる限り短期間で完納していただくというような相談を行っています。なおかつ納付誓約不履行だった場合ですとか、督促・催告に応じない方については現在、早期の段階で財産調査を行い、差押えに着手するように行っておりますので、ほかの債権ではこのような事例がないということでお考えいただけたらと思います。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） この事業の最初の取り組みというか、結局その負担金があるということで事業を始めたわけですよ。そういった場合の、その事業をやってもらう人の負担金の人のチェッ

くだとか一応審査するわけでしょ。審査をしてやるということでやりますと決定されているわけですよ。そしたらその人達がいつまではこの自分の負担金は5年間できちんと払わないとないという約束のもとでやってるわけですよ。そうですよね。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 事業の分担金については、事業開始のときに受益者の負担があるよということを説明して納得してもらったうえで事業を開始して完了してございます。完了後に分担金の請求をしていただきまして、多くの方は農協の組合員ですので、組合員勘定というものがあって、組勘のその年の運営経費を賄う仕組みがありまして、組勘のほうから天引きしていただくことで対応してたんですが、今回滞納になった方については、組勘の残高不足等もありまして、引き落としができなくなったということで滞納が発生したということになります。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） 議長、収納推進係主査。

○議長（千葉 隆君） 主査。

○収納推進係主査（宮沢孝行君） ただいまの農林課長の説明に補足させていただきますと、ただ今の黒島議員からのお話があった受益者としての審査を受けているかどうか、要するに支払う能力があるかどうかの審査としては、受益者分担金になりますので、貸付金ではないので審査というのではない。あくまでも、言葉が適切かどうかあれですが、性善説によって発生しているものであるということですので、その方がたとえば大きな負債を抱えているという農家さんだとしても受益者分担金の制度上、適合すれば対象になり得るということであれば、この事業に乗っかって●●して分担金を払っていただくという対象になっていくということになりますので、その時点で、この方がたとえば負債があるから事業に乗れないというような性質のものではないということになります。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） そしたら結局その借金があつて払えないかもしれないという枠の中にも、総予算の事業費の中にそういう人達も入ってるってこと、そして国の事業でやるわけだから、それがそしたら窓口が八雲町なのか、それとも農協なのか。補助金の全体の窓口が町であれば、その滞納者が出たら町が責任持ってたかちになってるんですか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 国営事業については、基本的には受益者負担金なんですけども、かたちとしては町が立て替えたうえで町が受益者から徴収するというかたちになってございますので、お金の流れとしては、町が一旦、事業費等をお支払いしたうえで受益者から徴収するというかたちで事業が進んでいます。

○13番（黒島竹満君） その辺は理解しました。どうしても国の事業というのは、やっぱり受益者負担は受益者負担で別にちゃんと金を積んで結局事業をやってきていますよね、それとはちょっと違うんだ。わかりました。

○3番（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○3番(横田喜世志君) 今回、時効になって2件発生していますけども、たとえばこの受益者73戸のうち、時効の更新をしている人というのはいらっしゃいますか。

○農林課長(石坂浩太郎君) 議長、農林課長。

○議長(千葉 隆君) 農林課長。

○農林課長(石坂浩太郎君) まずこのユース地区国営農地再編整備事業については、最初の請求を督促請求したあとに納付がなかった方は、この方々以外にもいたんですけども、その方々についてはそのあとも督促をした段階で納付されてございまして、現時点ではこの二人以外すべて完納している状況でございます。

○8番(三澤公雄君) はい。

○議長(千葉 隆君) 三澤議員。

○8番(三澤公雄君) これある意味、農協の信用によつてる部分がありますよね、組勘設定している、取りはぐれるはずがないと、そういう意味では農協にも一部責任があるんじゃないですか、そういうのは追求しないんですか。怠慢じゃないですか農協の。組勘口座の管理の。

○収納推進係主査(宮沢孝行君) 議長、収納推進係主査。

○議長(千葉 隆君) 主査。

○収納推進係主査(宮沢孝行君) 今の三澤議員の心情的な部分は十分わかりました。そういう点では分担金の受益者、あくまで草地改良してもらって環境を整えてもらった、それで納付の義務が発生するのはあくまでも農家の方になりますので、その方がお支払いをされないということになりますと、その方の財産を差押えなければならない。今回の2件については早い段階で財産調査を行って、差押えするべきだったと。本来であればそういう対応を取れば、このような事態にならなかったということになります。農協の責任という意味では法的にはないというところであります。

○8番(三澤公雄君) はい。

○議長(千葉 隆君) 三澤議員。

○8番(三澤公雄君) 国営草地事業で農協って手数料取ってないかな。取ってると思う。そのことで責任の一端はあると思うんだけど、これはこちらで調査します。

○議長(千葉 隆君) 制度上はそうかもしれないけれども、やっぱりこういった事例の、更新もさることながら副議長が言うように、ある程度完納した人と、まだ残債があるのにお金を返納しなければならないという部分で、なんとか審査はないといえども、逆に言えば国に対する書類を上げるうえでの審査はないけれども、町が窓口としてやるときに、農協になるのか個人になるのか、ある程度その辺の財産のかたちが見える化できるような中で、手続きを町がやれるかたちにしていかないと、なんとなくすっきりしない部分があるので、研究だけはちょっとお願いしたいと。できないこともあると思いますので、できることは研究してほしいということで、よろしいですか、これはこれで。

(「はい」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ということで、今日の報告事項2件についてはこれで終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎ 協議事項

○議長(千葉 隆君) それでは再開いたします。4協議事項に入っていきます。

(1) 議会報告会・意見交換会の開催について、まずはじめに事務局のほうからこれまで取りまとめたことについて、お手元の資料に基づきご説明をお願いいたします。

○議会事務局長（三澤 聡君） はい。

○議長（千葉 隆君） 局長。

○議会事務局長（三澤 聡君） それでは資料のほうの説明をしたいと思います。

4月17日に開催いたしました、議会運営委員会にて、議会報告会・意見交換会の開催について協議しておりますので、その結果についてご報告し、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

議会報告会につきましては、昨年度は7月20日に開催いたしました、会場としては昼の部としてはびあ八雲で13時30分から開催し19名の参加でした。夜の部としては18時から、くまいし館と落部町民センターの2か所で開催し、くまいし館で22名、落部町民センターで7名の参加がありました。昨年度の内容としては、地域公共交通についての意見交換を行い、議会報告としては八雲地域ではサーモン養殖事業についてと八雲総合病院の経営についての2点を報告しております。熊石地域では、サーモン養殖事業についてと、熊石国保病院建替えについての2点を報告しております。

それでは今年度の開催についてでございますが、資料のほうをご覧くださいと思います。開催日は7月25日火曜日の開催を予定しております。会場については、昼の部として、はびあ八雲及びくまいし館の2か所同時開催で、午後1時30分から。夜の部としては午後6時から落部町民センター、午後6時30分から、はびあ八雲で開催する予定でございます。

次に班編成と担当会場の割り振りですけれども、まず班編成はA班とB班に分けて、記載の議員の皆さんを振り分け、割り振りさせていただいております。昨年の班編成と同様であります。担当する会場については、A班は、はびあ八雲の昼の部と夜の部は落部町民センターを担当していただきたいと思います。B班は昼の部のくまいし館と、はびあ八雲の夜の部を担当していただきたいと考えております。この班の中でですね、当日の代表、司会、記録、資料説明の担当を決めていただくこととなりますけれども、これについては本日決めれば決めていただきたいと思いますが、後日まで決めていただきたいと思います。

三つ目の開催についてですが、新型コロナウイルス感染対策については、3月13日からマスクの着用は個人の判断にゆだねられ、5月8日からは新型コロナウイルス感染症の位置付けが季節性インフルエンザなどと同じの5類に移行となりまして、感染対策は個人の判断にゆだねられることとなりました。そのような状況下での開催となりますが、基本的な感染対策は主催者として講じる必要があるだろうということで、開催に必要な対応として記載のとおり3点あげております。このような対応をしていくこととしております。

4番目はテーマについてですが、テーマは初心に帰って、開かれた議会を目指して、皆さんの声を聞かせてくださいということとしております。

5番目の内容についてですが、記載の少子化と八雲の未来について、それから八雲町議会議員のなり手について、この2点について、これから作成する資料に沿って説明し、意見交換を行いたいと考えてございます。

6番目の開催の周知についてですが、これまでと同様に町内会長さん、各種団体ということで開催案内を送付すること。議会だより5月のホームページに開催記事を掲載する。道新さんに開催記事の掲載を依頼したいと考えております。そのほかに町広報7月号に議会だより臨時号ということ

で1枚ものの紙を織り込みたいと考えております。また熊石地域においては、防災無線でお知らせしたいと考えておりますし、町のLINEもございますので、LINEでの周知も考えております。

7番目の準備の役割分担ですが、開催周知のためのポスター作製と当日配布する資料の作成という作業がございますが、これらについては記載の議員の方々に担当していただくことで協議しておりますので、よろしくお願いいたします。

今後は当日へ向けての準備として意見交換及び議会報告で説明する内容の再確認、報告会の進め方の打ち合わせなどがあるかと思っておりますので、本日また皆さんにお集まりいただきたいと思っております。以上で説明が終わりますが、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） それでは今ご報告がありましたように、まずは日時と会場が記載されますので、この日程で皆さん他の日程を入れないで、この日程を優先するようにお願いします。

また、報告会の関係について準備の段階で補足説明がございますので、よろしくお願いいたします。

○8番（三澤公雄君） 僕の担当はですね、意見交換会の八雲町議会議員のなり手不足についてというテーマをまとめ、資料を作る担当なんですけど、今日だいたいこういう話をしたい、こういうかたちで資料を作りたいって皆さんにお配りする原稿はできてるんですけど、事務局に上手に送れませんでした。それでざっと読みます。こんな骨子ですって。それでちょっと皆さんのご意見を伺いたいんですけども、まず前説として、これまで我々議会の改革、そして議会の存在感をアピールするためにやってきたこととして、定数削減や報酬を上げること、そしてYouTubeの導入だとか広報誌を絶えず読みやすくしてきたよということもまず、それすらも知らないかもしれないので、それを埋設して次の項目として5つ用意しました。

まず、なぜ存在感がないのだろうかということ、問題提起として我々はやってるつもり、自負はあるんだけど、町民が持つてる議会のイメージが乖離しちゃってるよねということ、いくつかの事例をあげて話題提供しようかなと、2番目は低投票率を考えるということ、いわゆる低投票率ということは僕たち現職側にも責任があるんじゃないかと。政策として訴える、こんなことをやりたいと訴えるけれども、有権者のほとんどの人に届かなくて、投票率が今回の統一地方選でいけば50%そこそこ。だから有権者の半分にも届かないということにもうちょっと問題意識を持たなければいけないのかなと。じゃあ次にということで今度、特に投票率の低い若年層に対して私たちはどんなことができるんだろうか。こんなことを考えていますということをアピールしようと思っています。

次は大上段に構えている議論なので、あえて多様性の問題、八雲町議会は幸いにしてというか3人の女性の方がいますけども、他所より多いですが、やはり全体の率からいったら低いということを自覚しているというかたちでの問題提起、またそれは女性だけではなくて、もっとマイノリティというかたちでいけば、障がいのある方も含めて、もっと議員に多様性は必要だという問題提起も必要だと思っています。

最後に、結局、議会、選挙に関して何ができるかといったら地方自治法と公職選挙法に縛られて、地方では何もできないよということで終わってしまうかたちになりそうなんです。一番危機感の薄い国会議員にそんなことをゆだねているのも腹立たしいので、話題提供の場として僕は考えたので、八雲町の中で、有権者、町民の皆さんも含めて合意ができれば、こんなルールも作ったら面白いんじゃないということ、たとえば無投票に決まった時点で投票行動はできないけれども町民の合意

で信任投票としてLINEで一人たとえば3秒までとかっていって、そんな感じで信任投票ができる、町長に対しても一人しか立候補者がいなくても、現職であれば信任投票ができるだとか、あと、もし定数割れとなった場合に、定数割れのところにはあえて抽選、裁判員制度の、抽選で、でもこれは議員、我々とは報酬には差を付けるけれども、議決権を持たせて、場合によってはこれが究極の議員のインターン、一度そうやって経験してもらおうという意味でどうだろうかと、あくまでちょっと、あえて受けを狙った話題提供として、こんなことを考えています。今ざっと言葉だけの説明で申し訳ないんですけども、こんな作りで考えていますがけど、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。もっとこうしたほうがいいだとか、それはやりすぎだだとか、思いつく限りのことを言ってもらえたらなと思います。すみませんね、手元に資料を配れたらよかったですけれども。

まずは、次はこんな感じで資料、皆さんのところに行くようなかたちで、次の会議までには準備するというのでやります。

○議長（千葉 隆君） 資料を作る段階で、法に触れないやり方の中で。

○8番（三澤公雄君） もちろん先進的な事例を含めて調べて根拠のあるものを作りたいと思います。

○議長（千葉 隆君） では、これについてはよろしいですか。後日、代表、司会、記録、資料説明の担当者を決めるということで、よろしく願いしまして、協議事項はこれで終わりますが、報告事項の中で農林課の課長、先ほどの報告の中で農林課のほうでもう一度、説明不足的なことがあるようですので、発言を許します。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 先ほどの全員協議会の中で、私の説明の中で、一部誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思います。誤りは分担金の収納については、組勘の残高不足と私説明しましたが、今回のA氏とB氏については組勘ではなくて納付書を発行して納入してくださいということでした。73名、受益者いるんですが、組勘の方と納付書の方がございまして、今回のA氏とB氏については納付書を発行していたという状況でした。誠に申し訳ございませんでした。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） それでは今終わりましたので、そのほか皆さんのほうからなにかありましたら受けていきたいと思いますが、なければこれで終わっていいですか。それでは今日の全員協議会はこれで終わります。

〔閉会 午前10時58分〕